

資格書類の更新と税率の改正

市では、マイナ保険証の有無に応じて、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを7月中に送付します。また、令和8年度の国民健康保険税の税率を変更しました。

国民健康保険税の税率

区分		改正前	改正後
医療分	所得割率*1	6.81%	7.01%
	均等割額*2	2万2,100円	2万3,200円
	平等割額*3	1万9,100円	2万円
	課税限度額	65万円	66万円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.13%	2.30%
	均等割額	8,700円	9,600円
	課税限度額	24万円	26万円
介護納付金分	所得割率	1.77%	1.83%
	均等割額	1万5,700円	1万6,400円
	課税限度額	17万円	17万円
子ども・子育て支援金分	所得割率	—	0.24%
	均等割額	—	1,700円
	18歳以上均等割*4	—	100円
	課税限度額	—	3万円
合計	所得割率	10.71%	11.38%
	均等割額*5	4万6,500円	5万1,000円
	平等割額	1万9,100円	2万円
	課税限度額	106万円	112万円

*1 所得に対する税率 *2 1人当たりの金額 *3 1世帯当たりの金額

*4 18歳になって最初の3月31日までの子どもを除いた、1人当たりの金額

*5 18歳以上均等割額を含む

国民健康保険の資格確認書などを一斉更新

市では、資格確認書・資格情報のお知らせといった国民健康保険に関する書類を8月1日(土)に一斉更新します。

国民健康保険加入者のマイナ保険証(健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード)の有無に応じて、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを7月中に郵送します。

新しい資格確認書は簡易書留で送付します。

配達時に不在の場合は、「郵便物ご不在連絡票」が投函され、資格確認書は郵便局で1週間保管されます。保管期限が過ぎた後は保険年金課(市役所1階)で保管しますので、官公署が発行している写真付きの本人確認ができる物を持って受け取りに来てください。

新しい資格情報のお知らせは、普通郵便で送付します。

すでに資格情報のお知らせが手元にあり、記載内容に変更がない人には新たに送付しません。

納税通知書を発送

国民健康保険税(国保税)を納付書や口座振替などで納付する世帯主には7月13日(月)に、年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には7月22日(水)に、それぞれ納税通知書を発送します。

令和8年度の国保税の税率が変わりました

国保税は、医療費などに充てられる医療分、後期高齢者支援金分、40歳～64歳の人に課税される介護納付金分、子ども・子育て支援制度に充てられる子ども・子育て支援納付金分に分かれ、その合計額が世帯主に課税されます。

市では、年々増加している保険給付費や将来的な県内保険税率の統一化に対応するため、令

和6年度から国保税の税率の見直しを行っています。
令和8年度の税率は上表の通りです。

国保税の税率は、県によって市町村ごとに定められた標準保険料率を参考に決定しています。今後も加入者の皆さんの理解を得ながら国保運営の健全化に努めていきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、国保税の軽減措置を受けられる場合があります。詳細は15ページで確認してください。
※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

初めての人は事前に登録を

マイナ保険証

医療機関・薬局などで、マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前に登録が必要です。

くわしくはマイナポータル特設ページで確認してください。



マイナポータル特設ページ